

令和8年 第3回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月24日（火）午後1時30分から午後2時58分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (13人)

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 (2人)

委員	6番	小関昭男
委員	9番	小林秀男

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第5号までについて

報告第1号 佐野市農地利用最適化推進委員候補者の評価について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 佐野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会設置要綱の改正について

報告第5号 佐野市農地移動適正化あっせん基準の改正について

日程第5 議案第1号から議案第9号までについて

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第6号 非農地証明願について
- 議案第7号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について
- 議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 議案第9号 農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	塩野目裕
副参事	森久仁彦
農地調整係	係長 亀山聡士
	主査 峯 裕江
	主査 安在亮人
	主事 島田佳汰
	主事補 小林 准

7. 会議の概要

事務局長	<p>ただいまから、令和8年第3回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p>
議 長	<p>開会に先立ち、本日の出席委員数を事務局長に報告してもらいます。</p>
事務局長	<p>はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、13名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による欠席の届出のあった委員は、議席番号6番 小関昭男委員、議席番号9番 小林秀男委員の2名でございます。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員の出席は14名でございます。</p>
議 長	<p>事務局長の報告のとおり、出席委員数は13名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>ただいまから、令和8年第3回佐野市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>これより、議事日程に入ります。</p>

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号7番 深澤雄二委員、議席番号11番 穂原洋子委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第5号までであります。

報告第1号 佐野市農地利用最適化推進委員候補者の評価について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第1号 佐野市農地利用最適化推進委員候補者の評価について、このことについて、佐野市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会から候補者評価結果報告がありましたので報告します。

令和8年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

推進委員の候補者の選考につきましては、佐野市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が候補者の評価を行うことが要綱により規定されており、今回の選考にあたりましては令和8年1月23日(金)午後3時30分より、市役所会議室において、5名を構成員とした委員会で評価を行いました。

評価結果につきましては、報告第1号をご覧ください。区域ごとの候補者と評価の結果になります。

ご覧の通り、結果の報告が農業委員会に対してございましたので、この結果を、7月の改選後の農業委員会に申し送りを行いまして、7月20日以降に行われます、新委員による農業委員会初総会において委嘱について議決をいただくことで、農地利用最適化推進委員が正式に委嘱されることとなります。

なお、農業委員につきましては、農政課が所管する農業委員候補者評価委員会において評価を行い、先日閉会しました佐野市議会において選任

の同意が得られたところです。

農業委員・推進委員とも、選考結果の正式な通知は、募集要項に記載のとおり4月下旬頃にご本人と推薦者に文書で発送する予定としております。それまでは、このご報告については本委員会内限りの情報となりますので、部外への口外はお控えくださるようお願いいたします。説明は以上でございます。

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和8年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和8年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第3号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第3号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第4号 佐野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会設置要綱の改正について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第4号 佐野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会設置要綱の改正について、佐野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会設置要綱を改正しましたので報告します。

令和8年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

佐野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会設置要綱の一部を改正する告示。本改正につきましては、令和8年4月1日付佐野市の組織機構見直しにより、現在の産業文化スポーツ部が分割され農林業部門が農林環境部となることに伴い部長の職名が改められるもので、先日閉会した佐野市議会の定例会において、市の関係例規の整備がされたところでございます。また、その改正に併せまして、第2条の協議会の所掌事項も実情に合わせた表現に改める内容となっております。レイアウトが横向きのものが、新旧対照表となります。以上でございます。

議長

事務局の報告が終わりました。報告第4号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第5号 佐野市農地移動適正化あっせん基準の改正について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第5号 佐野市農地移動適正化あっせん基準の改正について、佐野市農地移動適正化あっせん基準を改正しましたので報告します。

令和8年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

まず、農地移動適正化あっせん基準についてですが、農地の出し手・受け手の仲介を行うあっせん事業につきましては、佐野市では実質的に農業公社が担っております。しかしながら、農地の集団化や農地保有の合理化を図るため、基準を満たした受け手にあっせんを行うということから、国が定める要領・運用の規定に沿って各市町の農業委員会で基準を定めております。

本改正につきましては、地域計画が策定されたことに伴い、国のあっせん基準要領等が改正されましたので、その内容に準じて市の基準を改正したものとなります。主なものとしましては、一つ目に、第3項の農用地等の権利を取得させるべき者から、農地中間管理機構、農業者年金基金、農業協同組合等を削除し、農業を営む者のみとなります。二つ目に、第7項の後に地域計画区域内におけるあっせんの項目を追加し、地域計画の区域内の農地の場合は、地域計画に位置付けられた者、位置付

けられる予定の者、位置付けられた者がいない場合は地域計画の達成に資する者にあっせんすることとなります。三つ目に、改正後第10項のあっせんを行う場合で、地域計画区域内において、農用地についての利用権の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業の委託を促進する事業のあっせんの申出があった場合は、農地中間管理機構の活用を促すこととなります。なお、第8項に地域計画区域内におけるあっせんを追加したことにより、それ以降の項が繰り下げられております。その他新旧対照表となります。以上でございます。

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第5号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第9号まででございます。

はじめに議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和8年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

3条890番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台をリースする予定です。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条891番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は、拠点となる住宅から0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は刈払い機1台を所有予定です。主な経営作物は野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条892番 賃借権の設定 借賃は〇〇円です。申請地までの距離は4km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況はトラクター1台を

所有しております。主な経営作物はいちごとなっております。農作業従事人数は2人、従事日数は287日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われまます。以上です。

議 長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号 3条892番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

3条892番について、審査会班長をお願いします。

審査会班長

3条892番の案件について報告します。本申請につきましては、賃借権の設定1筆の申請になります。申請人は、いちご農家の下で1年間学び、市の青年等就農計画の認定を受け、今後は認定新規就農者として自身で栽培していくため、当該農地に貸借を付ける申請となります。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、作付計画としましては、いちごを栽培、収穫、販売する予定となっております。以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。以上で審査会の結果の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願いにつ

いてを議題といたします。事務局に議案第2号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願いについて、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和8年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号29条56番について、調査班お願いします。

調査班

規則29条56番について報告します。農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が2a未満で、転用目的が自己の耕作のための農業用資材置場であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は証明できると思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第2号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第3号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第3号 農地法4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和8年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号4条180番から4条181番について、調査班をお願いします。

調査班

4条180番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、転用目的が一時的な利用に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

4条181番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号の180番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、181番については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よってそのように決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局に議案第4号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、次のとおり許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

令和8年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第4号 変更30番について、調査班お願いします。

調査班

変更30番について報告します。変更内容は、事業計画の変更になります。次に許可後の計画変更承認に基づく検討状況ですが、検討事項1から6については、基準をすべて満たしています。

以上のようなことから、現地調査班の意見は承認相当と思われま

議長

ありがとうございます。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号について、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第5号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和8年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号 5条1219番から5条1230番について、調査班お願いします。

調査班

5条1219番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

5条1220番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

5条1221番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

5条1222番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1223番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地のため、許可の基準は原則不許可です。立地基準は、一時的な利用に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1224番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1225番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1226番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1227番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1228番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1229番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討

状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1230番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(川田 恒夫委員 挙手)

川田委員、お願いします。

2番
川田委員

太陽光発電の話が出ていますけれども、事務局で受け付けるときに、寿命は20年でしたっけ、回収して片付ける確約はもらっているのかお聞きしたいです。テレビでやっていた事例が銅線だけ外して逃げてしまうということがあったようです。

議長

事務局お願いします。

事務局

パネルの回収について確約というところまではいただいております。申請の時に確実性ということで、資金の状況を確認させていただいています。事業費用の中にパネルの撤去費用も含めたうえで、資金があるかということ資力及び信用という検討項目で確認しております。

議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第5号の1223番と1228番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定

し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、1223番と1228番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。
事務局に、議案第6号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第6号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和8年3月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

説明に入る前に、非農地578番につきましては取り下げとなりましたので今回の議案書、報告書には載っておりません。よろしくお願いいたします。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号 非農地577番から非農地580番について、調査班お願いします。

調査班

非農地577番について報告いたします。願出地の周囲に農地はないため、営農に支障はないと思われま。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しているため非農地証明はやむを得ないと思われま。

非農地579番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われま。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しているため非農地証明はやむを得ないと思われま。

非農地580番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われま。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しているため、非農地証明はやむを

得ないと思われます。

(新井委員 退室 14:41)

議 長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第6号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号については、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第7号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更についてを議題といたします。

事務局に、議案第7号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第7号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和8年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

(新井委員 入室 14:46)

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第7号 軽微な変更43番から45番について、調査班お願いします。

調査班

軽微な変更43番について報告します。農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が2a未満で、転用目的が自己の耕作のための出荷準備作業所及び乗り入れ通路であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は変更後の農地法の見込みは、有りと思われます。

軽微な変更44番について報告します。2の検討状況ですが、農業用施設用地に変更された後、転用目的が農業用施設用地ということから、不許可の例外事由に該当します。また、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは、有りと思われます。

軽微な変更45番について報告します。2の検討状況ですが、農業用施設用地に変更された後、転用目的が農業用施設用地ということから、不許可の例外事由に該当します。また、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは、有りと思われます。

議長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。

これより議案第7号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局に議案第8号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和8年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第8号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第8号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第9号 農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請についてを議題といたします。

事務局に議案第9号の説明をもらいます。

事務局

議案第9号 農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成を要請することについて、意見を求めます。

令和8年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第9号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第9号について、申出のとおり計画作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、議案第9号については、申出のとおり計画作成を要請することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和8年第3回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時58分閉会